

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 1 | 2号機 | 海水系配管用硫酸第一鉄注入装置に注入不良が認められたため、当該装置の注入ポンプ及び配管・弁等を点検・修理 | D | |
| 2 | 3号機 | 活性炭ホールドアップ装置建屋屋上の活性炭ホールドアップ装置用補機冷却系サージタンク室入口扉に蝶番の一部外れが認められたため、当該扉を点検・修理 | D | |
| 3 | 5号機 | 廃棄物処理系シャワードレン移送ポンプ駆動用電動機の点検において、電動機シャフト軸受部に摩耗、並びにカップリング内径とシャフト外径に隙間が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 4 | 5号機 | 主排気筒放射線モニタのトリチウム回収装置（A）のサンプリングポンプに異音の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理 | D | |
| 5 | 6号機 | 原子炉建屋ストームドレンサンプポンプ（D）の点検において、羽根車（4・5段目）、シャフトスリーブ（4段目）及び下部シャフトに腐食が認められたため、当該部品を交換 | D | |
| 6 | 6号機 | 燃料交換機の機上操作卓上の操作スイッチ用樹脂製保護カバーが外れて所在不明のため、当該カバーを取付及び対応検討 | D | |
| 7 | 6号機 | 燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A・B）用出口流量記録計に記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 8 | 6号機 | 残留熱除去海水系ポンプ（C）の起動時、当該ポンプ駆動用電動機冷却用水配管ストレーナのフランジ部より海水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 9 | 集中環境施設 | 双葉消防本部による立入検査において、補助ボイラ用重油・軽油の移送ポンプ設置エリアの排水槽に仕切り弁がないことについて、「当該部を改修すること。」との口頭による指導を受けたため、対応検討 | D | |
| 10 | 集中環境施設 | 保安用ディーゼル発電機の制御盤の点検において、速度検出器用継電器に動作不良が認められたため、当該継電器を交換 | D | |
| 11 | その他 | 使用済燃料共用プールエリア換気空調系排風機（B）の点検において、シャフト及び羽根車ボス部に線状の傷、並びにシャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 12 | その他 | 海生物処理設備用排水処理装置の洗浄水ポンプ入口配管にピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで